

(1) 本項を適用する旨及びその理由
 (2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第3項の規定による交付をする期限

様式第4号中「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に、
 「**閲覧しようとする
報告書**」を
 「**閲覧しようとする
収支報告閲覧対象文書**」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式第5号)(第7条関係)

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

年月日

長野県選挙管理委員会委員長 殿

住所

氏名

〔法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

政治団体の名称 並びに収入及び支出がされた年	
写しの交付の方法	(該当する□内に印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付)
備考	

- (備考) 1 収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法を備考欄に記入すること。
 2 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあっては、その旨を備考欄に記入すること。

選挙管理委員会

訓令

長野県訓令第12号

本府内部部局
現地機関

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)に定める本府内部部局又は現地機関における兼務に関する規程(昭和56年長野県訓令第1号)の全部を次のように改正します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)に定める本府内部部局又は現地機関における兼務に関する規程

- 1 次の左欄に掲げる職を命ぜられ又は指定された者は、当該命ぜられ又は指定されている期間中、兼ねて当該中欄の職を命ぜられ又は当該右欄の機関に兼務を命ぜられたものとする。

	左 欄	中 欄	右 欄
	危機管理部 消防課 消防係長 総務部 人事課 総務係長 同 財政課 財政企画係長 同 市町村課 地域振興係長 同 行政改革課 課長補佐(所属長が指定したものに限る。) 社会部 福祉政策課 企画経理係長 1 衛生部 医療政策課 同		
		—	企画部企画課

	同 同 行政係長 同 同 合併支援係長 同 同 地域振興係長 同 同 財政係長 同 同 税制係長 同 行政改革課 課長補佐 同 同 担当係長 同 同 主査及び主任 社会部 長寿福祉課 生きがい係長 衛生部 病院事業局 総務係長 環境部 環境政策課 主査及び主任 商工労働部 産業政策課 企画係長 同 労働雇用課 勤労者支援係長 観光部 観光企画課 担当係長 会計局 会計課 課長補佐			
5	企画部 消費生活室 相談啓発係長	長野消費生活センターセンター次長	—	
6	企画部 NPO活動 課長補佐 推進室 社会部 長寿福祉課 生きがい係長 同 障害福祉課 事業管理係長 同 こども・家 こども・家庭係長 庭福祉課 衛生部 健康づくり 母子保健係長 支援課 同 同 感染症難病係長 商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係長 農政部 農村振興課 担い手育成係長	—	企画部人権・男女共同参画課	
	総務部 人事課 課長補佐 同 同 総務係長 同 同 人事係長 同 同 給与係長	総務部人事課行政監察員 総務部人事課職員相談員	—	
7	危機管理部 消防課 課長補佐 企画部 企画課 同 社会部 福祉政策課 同 衛生部 医療政策課 同 環境部 環境政策課 同 商工労働部 産業政策課 同 観光部 観光企画課 総務班長 農政部 農業政策課 課長補佐 林務部 森林政策課 同 建設部 建設政策課 同 会計局 会計課 同 労働委員会事務局 調整総務課長	総務部人事課職員相談員	—	
8	総務部 管財課 総務係長	—	会計局会計課	
9	総務部 税務課 課税係長 同 同 担当係長 同 同 主査、主任及び主事 同 同 税務専門調査幹 同 同 主任徵収専門員 同 同 徵収専門員 同 同 軽油特別調査員 同 同 家屋評価専門員 同 同 家屋評価員 同 同 課付 同 個人県民税対策室長 同 個人県民税 収納推進幹 対策室 同 同 主任収納推進員 同 同 収納推進員	—	地方事務所	

	総務部 情報公開・情報公開・文書管理係 私学課 長 衛生部 健康づくり 健康増進係長 支援課 同 食品・生活 食品衛生係長 衛生課 同 薬事管理課 薬事温泉係長 商工労働部 経営支援課 金融支援係長 同 ものづくり 生活産業係長 振興課 観光部 観光企画課 企画調整班長 農政部 農産物マーケティング 室 建設部 建築指導課 建築技術係長			
10		—	企画部消費生活室	
11	社会部 障害福祉課 障害福祉幹	—	社会部こども・家庭福祉課	
12	環境部 水大気環境 水環境係長 課 同 同 水質保全係長 同 同 大気保全係長	—	環境部自然保護課	
13	環境部 生活排水課 流域下水道係長 農政部 農地整備課 専門指導員（所属長が 指定したものに限る。） 林務部 森林政策課 副主任専門指導員 建設部 建築指導課 同	—	建設部技術管理室	
14	観光部 國際課長 同 國際課 課長補佐 同 同 國際交流推進係長 同 同 担当係長 同 同 主査及び主任	—	総務部秘書課	
15	建設部 建築指導課 主任専門指導員 同 同 建築技術係長 同 同 担当係長 同 同 主査及び主任	宅地住宅相談所住宅相談員	—	
16	地方事務所 副所長 保健所 次長 建設事務所 同	総務部人事課職員相談員	—	
17	地方事務所 副所長 同 地域政策課 総務係長 同 同 企画振興係長 消防学校 教授及び准教授 信濃学園 指導部長 林業総合センター 指導部長	自治研修所講師	—	
18	地方事務所 地域政策課長	—	観光部国際課	
19	地方事務所 主任廃棄物監視員 同 廃棄物監視員	—	環境部廃棄物監視指導課	
20	地方事務所 福祉課長	福祉事務所次長	—	
21	地方事務所 福祉課 福祉係長 同 同 福祉第二係長	総合リハビリテーションセンター 身体障害者福祉司	—	
22	地方事務所 農政課長	—	病害虫防除所	
23	中央児童相談所 相談判定課長 松本 同 同	—	女性相談センター	
24	松本児童相談所長 飯田 同 諫訪 同 佐久 同	知的障害者更生相談所次長	—	

25	保健所(伊那保健所を除く。) 次長	保健所総務課長	—	
	伊那保健所 次長	伊那保健所総務課長	公衆衛生専門学校伊那校	
	伊那保健所 総務課 総務係長	—		
26	須坂病院 事務部長	須坂看護専門学校講師	—	
	阿南病院長	阿南介護老人保健施設所長	—	
	阿南病院 事務部長	阿南介護老人保健施設事務部長		
	阿南病院 診療部長	阿南介護老人保健施設指導部長		
	阿南病院 看護部長	阿南介護老人保健施設看護部長		
27	木曽病院 副院長(診療部長又は看護部長を兼務しないもの)	木曽介護老人保健施設指導部長	—	
	木曽病院 事務部長	木曽看護専門学校講師 木曽介護老人保健施設事務部長		
	木曽病院 看護部長	木曽介護老人保健施設看護部長		
27	環境保全研究所 環境保全部長	—	環境部自然保護課	
28	東京観光情報センター所長	東京事務所次長	—	
29	農業大学校 研修部長	農業大学校農学部副部長	—	
	農業総合試験場長 農事試験場長	—	農業大学校	
	果樹試験場長	農業大学校農学部果樹実科研究科長	—	
	野菜花き試験場長	農業大学校農学部野菜花き実科研究科長		
	畜産試験場長	農業大学校農学部畜産実科研究科長		
	中信農業試験場長	農業大学校農学部中信農業実科研究科長		
	南信農業試験場長	農業大学校農学部南信農業実科研究科長		
30	佐久農業改良普及センター所長	佐久地方事務所農政課長	病害虫防除所	
	上小農業改良普及センター所長	上小地方事務所農政課長		
	諏訪農業改良普及センター所長	諏訪地方事務所農政課長		
	上伊那農業改良普及センター所長	上伊那地方事務所農政課長		
	下伊那農業改良普及センター所長	下伊那地方事務所農政課長		
	木曽農業改良普及センター所長	木曽地方事務所農政課長		
	松本農業改良普及センター所長	松本地方事務所農政課長		
	北安曇農業改良普及センター所長	北安曇地方事務所農政課長		
	長野農業改良普及センター所長	長野地方事務所農政課長		
	北信農業改良普及センター所長	北信地方事務所農政課長		
31	農業総合試験場 環境保全部長	—	環境保全研究所	
	農事試験場 土壤肥料部長	—		
	畜産試験場 養豚養鶏部長	—		
	水産試験場 環境部長	—		
32	建設事務所 次長	建設事務所総務課長	—	

(備考) 1 3、4及び7の項の左欄の課長補佐は、係長兼務の課長補佐を含まないものとする。

2 左欄中の担当係長、主査、主任及び主事が同一所属に複数ある場合は、所属長が指定したものに限るものとする。

2 次の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる機関に兼務を命ぜられたものとする。

左 棚	右 棚
地方事務所総務事務センター	地方事務所
女性相談センター	ときわぎ寮
松本消費生活センター 飯田 同 上田 同	企画部消費生活室
名古屋事務所	名古屋観光情報センター
大阪事務所	大阪観光情報センター
東京観光情報センター	東京事務所
水産試験場	魚病指導総合センター

3 保健所に勤務を命ぜられた職員のうち、兼ねて環境衛生監視員を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、衛生部食品・生活衛生課に兼務を命ぜられたものとし、次の左欄に掲げる保健所に勤務を命ぜられた職員のうち、兼ねて食品衛生監視員を命ぜられてた者は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる機関に、兼務を命ぜられたものとする。

左 棚	右 棚
上田保健所	衛生部食品・生活衛生課 佐久保健所
諏訪保健所	衛生部食品・生活衛生課 伊那保健所
松本保健所	衛生部食品・生活衛生課 木曾保健所 大町 同
長野保健所	衛生部食品・生活衛生課 北信保健所

4 次の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられた職員のうち、所属長から当該中欄の部、課、科又は係に勤務を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、当該右欄の機関に兼務を命ぜられたものとする。

左 棚	中 棚	右 棚
企画部消費生活室	相談啓発係	長野消費生活センター
地方事務所	福祉課	福祉事務所
上田保健所	検査課	佐久地方事務所 上小 同
諏訪保健所	検査課	諏訪地方事務所
飯田保健所	検査課	上伊那地方事務所 下伊那 同
松本保健所	検査課	木曾地方事務所 松本 同 北安曇 同
長野保健所	検査課	長野地方事務所 北信 同
阿南病院	事務部 診療部 薬剤科 栄養科	阿南介護老人保健施設
木曾病院	事務部 診療部 薬剤科 栄養科	木曾介護老人保健施設

5 地方事務所に勤務する職員のうち、農業の取締りに従事することを命ぜられた者及び地域農業改良普及センターに勤務する職員のうち、病害虫防除指導に従事することを命ぜられた者は、それぞれ当該命ぜられている期間中、病害虫防除所に兼務を命ぜられたものとする。

6 次の左欄に掲げる機関に勤務する職員のうち、所属長から指定された者は、当該指定されている期間中、当該右欄に掲げる機関に兼務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
総務部	情報公開・私学課
農政部	農業政策課 農業技術課 園芸畜産課 農地整備課 農村振興課
農業総合試験場	農業大学校
農事試験場	
果樹試験場	
野菜花き試験場	
畜産試験場	
中信農業試験場	
南信農業試験場	
農政部	農業技術課
林務部	森林政策課 信州の木振興課 森林づくり推進課
林業総合センター	林業大学校
地方事務所	知的障害者更生相談所、総合リハビリテーションセンター又は農業改良普及センター
児童相談所	知的障害者更生相談所
松本児童相談所	波田学院
農業大学校	野菜花き試験場佐久支場

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成20年12月31において兼務を命ぜられている職員で、平成21年1月1日付で別に人事通知書を交付されない者又はこの訓令の適用を受けない者の兼務の発令に関しては、なお従前の例による。

人事課

長野県訓令第13号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

別表第3の2中 「 生活文化課 生 」 を

「 生活文化課 生 」 に改める。

情報公開・私学課

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

第2項中「第4条の5第3項」の次に「、第4条の10第3項」を加える。

別表第1の企画部の項中「消費者係 芸術文化係」を「芸術文化係」に改め、別表第2中

「 企画部 土地対策室 土地利用計画係 土地調整係 」 を

「 企画部 土地対策室 土地利用計画係 土地調整係 消費生活室 企画指導係 相談啓発係 」 を

に改め

る。

行政改革課

長野県訓令第14号

本庁内部部局
現地機関